

申請時の不備をなくすためにチェック！

申請に不備があると免許証を交付するまで 30 日以上かかる場合があります。

- 「**免許試験結果通知書**」を交付された方、「**無試験**」で免許を受ける資格のある方、「**再交付（紛失等）や書替（氏名変更）**」の方は、申請先が住所地を管轄する都道府県労働局となるため、東京労働局免許証発行センターあての封筒で申請しない。
- 過去に取得した労働安全衛生法による免許証（技能講習修了証ではありません。）の原本を所持しているか。所持している場合は、申請書と一緒に送付する必要があります。なお、原本所持が必要な場合又は紛失のため所持していない場合は、お近くの労働局へお問い合わせください。
- 申請書等の送付に、東京労働局免許証発行センターの**免許証返信用封筒（窓付き定形封筒）**で申請しない。
- 申請書と本人確認証明書（自動車運転免許証の写し等）の**氏名と住所は同一**であるか。マイナンバーカードの写しは**表面のみ**であるか。写真付きでないものは**2種類以上**あるか。（手引きの具体例参照）
- 申請書の写真は、申請前6か月以内（受験時の写真票や所持免許証、本人確認証明書の写真と突合します）に撮影され、胸から上となっているか。
- 免許試験合格通知書は、住所・氏名欄を切り離していないか。
- 免許証返信用封筒に、切手460円分を貼付しているか。なお、令和6年9月16日（郵便等は消印日）までに申請される場合は434円となります。

東京労働局免許証発行センターからのお願い

- 免許証の送付先が住所あての場合、不在により1週間以内に受け取れない可能性があるときは、申請書の⑨送付先を勤務先等にしてください。
- 本人確認証明書（市区町村発行の住民票等を除く。）は、氏名の漢字を確認するため拡大コピーしてください。また、自動車運転免許証等の写真付きのものは、申請書に貼付された写真と突合しますので、鮮明にコピー（カラーコピー推奨）してください。
- 免許申請に関するよくある質問を[ホームページ](#)で紹介しています。

東京労働局 免許 よくある質問

で検索し、ご確認ください。